

自然公園指導員のみなさまへ



環境省
Ministry of the Environment

自然公園指導員とは

自然公園指導員は、国立公園及び国定公園の保護と適正な利用のために、動植物保護や美化清掃、事故防止等の利用者指導、情報提供などを行う、環境省が委嘱するボランティアです。

自然公園指導員制度は、昭和32年に始まります。当時は、自然保護思想や利用マナーは普及しておらず、また、登山の大衆化により国立公園内の山岳で遭難事故が多発し、公園利用者の公衆道徳と遭難事故が大きな問題となっていました。このような背景から、119名の臨時指導員が当時の厚生省国立公園部長から委嘱されました。

昭和41年に自然公園指導員と改称され、現在、全国でおよそ2,000人が委嘱されています。



自然公園指導員に 必須の資質

- ・公園利用者に対し、柔軟な対応で適切な指導ができること。
- ・公園の保護と適正な利用の推進に関心があり、ボランティアとして事務所等に協力する意思があること。
- ・自然公園法などの関係法規又は自然に関する見識を有し、かつ、これらについて更なる理解に努めるとともに、他の公園利用者の模範となるよう自然公園法や公園利用マナーを遵守すること。

その他、 必須ではないが 期待される資質

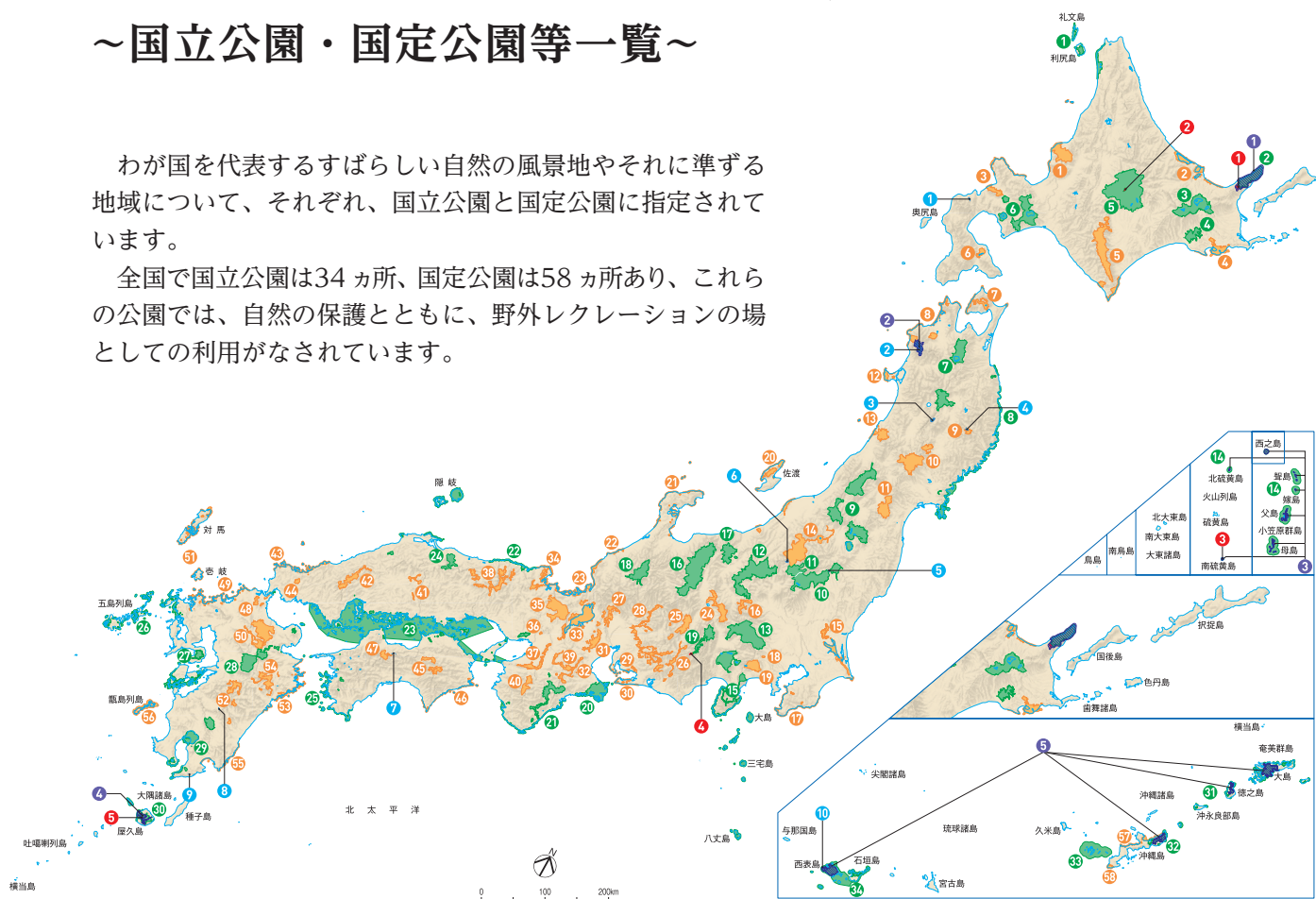
- ・自然の状況や公園利用施設の状況など、特定の公園の実情に詳しいこと。
- ・日本山岳協会認定の山岳指導員、日本水泳連盟認定の水泳指導員等、自然公園利用に伴う事故防止について見識があること。
- ・公園に関する事務に関わったことがあるなど、自然公園法等について精通していること。

自然公園指導員の活動地域

～国立公園・国定公園等一覧～

わが国を代表するすばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域について、それぞれ、国立公園と国定公園に指定されています。

全国で国立公園は34ヵ所、国定公園は58ヵ所あり、これらの公園では、自然の保護とともに、野外レクリエーションの場としての利用がなされています。



国立公園

- 1 利尻礼文サロベツ
- 2 知床
- 3 阿寒摩周
- 4 釧路湿原
- 5 大雪山
- 6 支笏洞爺
- 7 十和田八幡平
- 8 三陸復興
- 9 磐梯朝日
- 10 日光
- 11 尾瀬
- 12 上信越高原
- 13 秩父多摩甲斐
- 14 小笠原
- 15 富士箱根伊豆
- 16 中部山岳
- 17 妙高戸隠連山
- 18 白山
- 19 南アルプス
- 20 伊勢志摩
- 21 吉野熊野
- 22 山陰海岸
- 23 瀬戸内海
- 24 大山隠岐
- 25 足摺宇和海
- 26 西海
- 27 雲仙天草
- 28 阿蘇くじゅう
- 29 霧島錦江湾
- 30 屋久島
- 31 奄美群島
- 32 やんばる
- 33 慶良間諸島
- 34 西表石垣

国定公園

- 1 暑寒別天売焼尻
- 2 網走
- 3 ニセコ積丹小樽海岸
- 4 厚岸霧多布昆布森
- 5 日高山脈襟裳
- 6 大沼
- 7 下北半島
- 8 津軽
- 9 早池峰
- 10 栗駒
- 11 蔵王
- 12 男鹿
- 13 鳥海
- 14 越後三山只見
- 15 水郷筑波
- 16 妙義荒船佐久高原
- 17 南房総
- 18 明治の森高尾
- 19 丹沢大山
- 20 佐渡弥彦山
- 21 能登半島
- 22 越前加賀海岸
- 23 若狭湾
- 24 ハケ岳中信高原
- 25 中央アルプス
- 26 天竜奥三河
- 27 揖斐関ヶ原養老
- 28 飛騨木曽川
- 29 愛知高原
- 30 三河湾
- 31 鈴鹿
- 32 室生赤目青山
- 33 琵琶湖
- 34 丹後天橋立大江山
- 35 京都丹波高原
- 36 明治の森箕面
- 37 金剛生駒紀泉
- 38 氷ノ山後山那岐山
- 39 大和青垣
- 40 高野龍神
- 41 比婆道後帝釈
- 42 西中国山地
- 43 北長門海岸
- 44 秋吉台
- 45 剣山
- 46 室戸阿南海岸
- 47 石鎚
- 48 北九州
- 49 玄海
- 50 耶馬日田英彦山
- 51 杵岐対馬
- 52 九州中央山地
- 53 日豊海岸
- 54 祖母嶺
- 55 日南海岸
- 56 甑島
- 57 沖縄海岸
- 58 沖縄戦跡

原生自然環境保全地域

- 1 遠音別岳
- 2 十勝川源流部
- 3 南硫黄島
- 4 大井川源流部
- 5 屋久島

自然環境保全地域

- 1 大平山
- 2 白神山地
- 3 和賀岳
- 4 早池峰
- 5 大佐飛山
- 6 利根川源流部
- 7 笹ヶ峰
- 8 白髪岳
- 9 稻尾岳
- 10 崎山湾・網取湾

世界自然遺産

- 1 知床
- 2 白神山地
- 3 小笠原諸島
- 4 屋久島
- 5 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

上記3つは厳格には活動エリアではないので、参考としてください

自然公園指導員の活動

●活動に当たっての主な留意事項

- ・活動に当たっては、自然公園指導員身分証及び自然公園指導員手帳を携帯し、腕章及び記章を着用すること。
- ・国立公園にかかる活動に関しては環境省地方環境事務所・自然環境事務所(出先の自然保護官事務所・国立公園管理事務所を含む)と、国定公園にかかる活動に関しては都道府県自然公園担当と連絡調整を行うよう努めること。特に国立公園においては、地域を管轄する自然保護官・国立公園管理官と直接話をするよう努めること。
- ・指導に際しては、利用者に不快な念をいだかせることのないよう丁寧な態度で接すること。
- ・各自の安全確保には十分注意すること。

●主な活動

mission 1 >>> 公園利用者への指導

利用者が好ましくない行為をしているか、
しようとしている場合に注意する



例

- 占拠・ゴミ捨て・著しい騒音



- 指定地域以外でのキャンプ、焚き火



- 動植物の採取・捕獲・殺傷、土石の採取

- 規制地域へのスノーモービルや車などの乗り入れ

- 特定の山で適用されているルール（ストックカバーの着用、携帯トイレの利用など）の無視

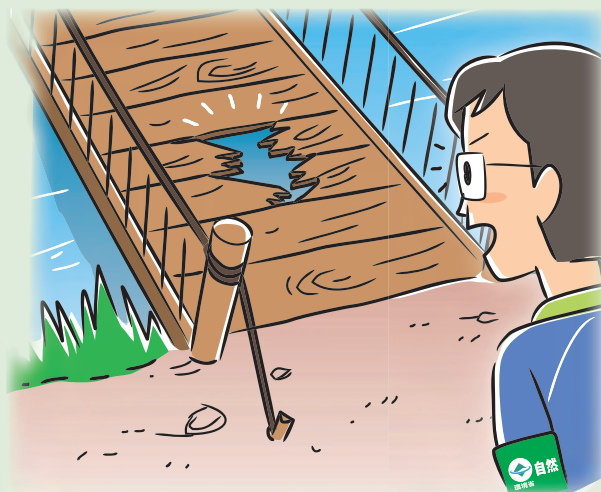
※地域によって規制行為が異なるため、詳細は自然公園法を確認すること。

mission 2 >>> 情報の収集と報告

動植物・施設の変化に目を配り、
担当部局に報告をする

例

- 外来種の繁殖
- 自然植生の変化
- 登山道、案内板など
公園施設の損傷・老朽化



mission 3 >>> 事故予防

利用者に注意喚起したり、情報提供を行う

例

- 橋や手すりの損傷、がけ崩れの恐れがある場所
- 危険な場所での水泳
- 不十分な装備での登山
- 悪天候時の行動
- 公園利用者への情報提供

※ただし、遭難救助は指導員の任務ではない。



mission 4 >>> 自然解説

利用者に自然への理解を
深めてもらう

例

- 公園利用者からの質問には可能な範囲で
解説
- 公園の見どころやビジターセンターの紹介



※その他、詳しい留意事項については、自然公園指導員手帳の p.8 ~をご覧ください。

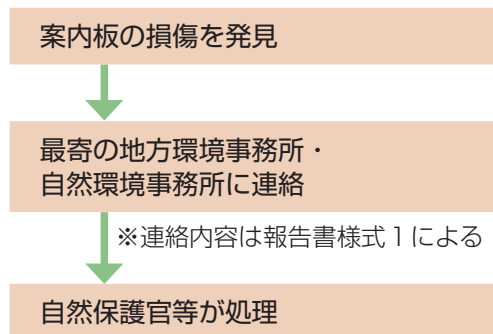
報告書の提出

「リアルタイム情報」と「年間活動報告」の2種類あります。
手続きは以下のとおりとなります。

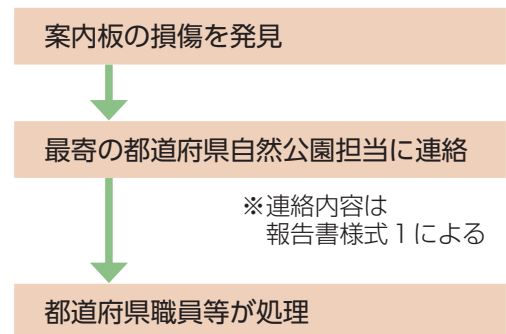
●リアルタイム情報

速やかな対応が必要な事柄に関する報告については、「報告書様式1」により、随時、地方環境事務所（国立公園の場合）又は都道府県（国定公園の場合）にご連絡ください。

具体例 国立公園で活動している場合



国定公園で活動している場合



別添 9
報告書様式 1 リアルタイム情報報告

公園管理者への情報提供	
<氏名>	<連絡先>
<身分証番号>	
<国立公園又は国定公園名>	
①現地の状況（発生している問題等）	
②現場の位置（できるだけ詳しく）	
③発見日時	
④対応についての提言	

● 記入上の注意

- (1) この様式は、速やかな対応が必要な事項に関する報告に使用してください。
- (2) 報告は、郵送、メール等どんな手段でも結構です。
- (3) 連絡先は地方環境事務所又は都道府県から連絡が取れる電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等を記入して下さい。
- (4) ①②③はできるだけ詳しい内容を記載してください。なお、②について、可能な場合は位置を示した地図を添付して下さい。
- (5) ④は現地の状況から必要と思われる対応等があれば記載して下さい。

●年間活動報告

1年間（4月1日～翌年3月31日）の状況については、「報告書様式2」により、4月30日までに報告書を作成し、推薦者に提出してください。

報告書様式2により前年度1年間の活動について報告書を作成

活動地域にかかわらず推薦者に翌年4月30日までに提出

推薦者：地方環境事務所長又は都道府県知事又は自然公園指導員に關係する団体の長

推薦者が各指導員の報告書を取りまとめ、自然環境局長に提出

別添 9
報告書様式 2 年間活動報告
(令和 年度)

自然公園指導員活動状況報告書

<氏名>	<住所>	<身分証番号>
<委嘱時に登録した公園>		
<実際に活動した公園> (複数可)		
<年間活動日数>	日	
<主たる活動内容の概要> (記入例：利用者指導、情報の収集・提供等)		
<特記事項> (活動中に特に気になったこと等について記載)		

●記入上の注意

(1) この報告書は、推薦者である地方環境事務所長、都道府県知事又は自然公園指導員に關係する団体の長に、翌年度の4月30日までに必ず提出して下さい。

(2) 活動の期間は、年度(4月1日から翌年3月31日)ごととします。

(3) 住所は、都道府県及び市町村まで記載して下さい。

その他、特に報告したい事項があれば、様式は定めませんので、自由な様式で報告して下さい。

※推薦者は委嘱通知書に記載されています。

※報告書の様式については、以下のサイトでダウンロード可能です。

<http://www.env.go.jp/nature/park/coacher.html>



〈環境省地方環境事務所等 一覧〉

			TEL	FAX
北海道地方環境事務所	060-0808	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3F	011-299-1950	011-736-1234
釧路自然環境事務所	085-8639	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4F	0154-32-7500	0154-32-7575
東北地方環境事務所	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F	022-722-2870	022-722-2872
関東地方環境事務所	330-9720	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0516	048-600-0517
中部地方環境事務所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2130	052-951-8889
信越自然環境事務所	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	026-231-6570	026-235-1226
近畿地方環境事務所	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4F	06-6881-6500	06-6881-7700
中国四国地方環境事務所	700-0907	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F	086-223-1577	086-224-2081
九州地方環境事務所	860-0047	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4F	096-322-2400	096-322-2445
沖縄奄美自然環境事務所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1F	098-836-6400	098-836-6401

都道府県連絡先については、自然公園指導員手帳をご覧ください。

環境省自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館

Tel 03-3581-3351 (代表) Mail koen_prize@env.go.jp

<https://www.env.go.jp/park/>